

入 札 公 告

旧五条山待機宿舍等 境界明示及び嘱託登記業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和8年8月28日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- 1 業務名 旧五条山待機宿舍等 境界明示及び嘱託登記業務
- 2 業務場所 旧五条山待機宿舍及び西ノ京県営住宅（奈良市五条西2丁目）
- 3 業務概要 境界明示及び嘱託登記業務 一式
- 4 業務期間 令和8年10月2日（予定）から令和9年3月26日
- 5 予定価格 19,690円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みません。）
- 6 入札方法 郵便による入札
- 7 落札者の決定方法 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者について入札参加資格確認を行ったうえで落札者を決定します。
詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 奈良県土地家屋調査士会の会員又は主たる事務所の所在地が奈良県内に存する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。但し、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとします。
- 2 奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査士」に登録していること。
- 3 上記2の登録所在地が奈良県奈良土木事務所、郡山土木事務所管内であること。
- 4 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書、仕様書等の交付 ※奈良県ホームページからダウンロードしてください。	令和8年8月28日（金） から 令和8年9月18日（金）	ホームページアドレス http://www.pref.nara.lg.jp/n024/p163037.html

入札に付する業務の範囲に関する図面類の閲覧	令和8年8月31日（月） 午前9時～午後4時（正午から午後1時までを除く。）	閲覧場所 奈良県総務部管財課 財産係
仕様書等に関する質問 ※書面の持参に限ります。	令和8年9月4日（金） 午後4時まで	提出先 奈良県総務部管財課 財産係
質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	令和8年9月9日（水）（予定）	ホームページアドレス http://www.pref.nara.lg.jp/n024/p163037.html
入札書受付締切	令和8年9月18日（金） の午後4時までに郵送（期限までに到着したもののみ有効。 <u>書留郵便に限る。</u> ） 入札書は二重封筒とし、表封筒に「9月29日開札 旧五条山待機宿舎等 境界明示及び嘱託登記業務入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をすること。	郵送先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課長あて（課長あて親展）
開札	令和8年9月29日（火） 午前9時30分	開札場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階 入札室
「くじ」を行う場合 （対象者のみ）	令和8年9月29日（火） 午前10時00分（予定）	「くじ」を行う場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階 入札室 ※代表者以外の方は委任状を持参してください。
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （第4に該当する者のみ） ※書面の持参に限ります。	令和8年9月30日（水） 午後4時まで	提出先 奈良県総務部管財課 財産係

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

第4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。また不落による随意契約手続きに移行することはありません。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

4 契約の不締結

（1）落札（候補）者が契約の締結までに競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

（2）落札者が契約の締結までに5の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しません。

5 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

（1）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 公契約条例に関する遵守事項

本業務を発注しようとする者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）で規定される以下の遵守事項等を理解したうえで受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

7 手続きにおける交渉の有無

無し

- 8 本業務に直接関連する他の業務委託の契約をこの業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

大規模な地図の訂正等が生じた場合に限り、随意契約を行うことができるものとします。

なお、随意契約により、契約を締結するかの判断は発注者が行うものとし、契約単価は該当作業の県積算単価に本業務の落札率を乗じた単価での契約とします。

- 9 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部管財課 財産係

電 話 0742-27-8004

FAX 0742-22-7431

- 10 関連情報を入手する照会窓口

9に同じ

- 11 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 代表者は委任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。